

## 事業報告書

(自 令和 5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 みどり歯科医院  
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)  
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人  
その他  
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 いちき串木野市緑町1 1 番地  
 (主たる事務所)  
 (従たる事務所)
- (3) 設立認可年月日 平成 30 年 10 月 1 日
- (4) 設立登記年月日 平成 30 年 9 月 12 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	鎚流馬 祐二	
理事	鎚流馬 深雪	
理事	鎚流馬 健太	
監事	岩下 浩二	

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第4 2条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	みどり歯科医院	4631830207	いちき串木野市緑町1 1 番地	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅療養管理	いちき串木野市緑町1 1 番地	

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第4 2条の3第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年11月25日 令和 5年度決算の決定、役員報酬改定  
 令和 6年 5月 4日 令和 6年度中間報告等  
 令和 6年 9月30日 役員改選

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
  
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
  
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
  
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
  
- (9) そ の 他

法人名 医療法人 みどり 歯科医院

※医療法人整理番号

1208

所在地 いちき串木野市緑町11番地

## 財 産 目 録

(令和 6年 9月30日現在)

1. 資 産 額	36,647,467 円
2. 負 債 額	14,032,437 円
3. 純 資 産 額	22,615,030 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	34,587,511
B 固 定 資 産	2,059,956
C 資 産 合 計 (A+B)	36,647,467
D 負 債 合 計	14,032,437
E 純 資 産 (C-D)	22,615,030

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))



法人名 医療法人 みどり歯科医院

※医療法人整理番号 1208

所在地 いちき串木野市緑町11番地

## 損 益 計 算 書

(自 令和 5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日)

(単位：円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		58,717,085
2 事業費用		
(1) 事業費	53,546,671	53,546,671
本来業務事業利益		5,170,414
事業利益		5,170,414
II 事業外収益		
受取利息	924	
雑収入	793,831	794,755
III 事業外費用		
支払利息・手形売却損	72,083	72,083
経常利益		5,893,086
IV 特別利益		
貸倒引当金戻入益	42,000	42,000
税引前当期純利益		5,935,086
法人税、住民税及び事業税	1,143,000	1,143,000
当期純利益		* 4,792,086



# 監事監査報告書

医療法人 みどり歯科医院  
理事長 鏑流馬 祐二 殿

私は、医療法人 みどり歯科医院の令和5会計年度（令和 5年10月 1日から令和 6年 9月30日  
まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いた  
します。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、  
重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告  
を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、  
貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めま  
す。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認め  
ます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと  
認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は  
認められません。

令和 6年11月25日

医療法人 みどり歯科医院

監事

岩下 浩二

